

「宮城県障害福祉計画」中間案について

(旧)第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 (参考資料3参照)

第1章 基本的事項
1 計画策定の根拠及び趣旨
2 基本理念
3 計画の概要
(1) 策定の目的
(2) 区域の設定
(3) 計画期間及び達成状況の分析・評価
(参考) 障害福祉サービス等の種類と内容
第2章 提供体制の確保に係る目標
1 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3) 地域生活支援拠点等の整備
(4) 福祉施設から一般就労への移行等
2 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標
(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
(2) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保
(3) 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置
第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策
1 障害福祉サービス等の実施に関する考え方
2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み
(1) 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み
(2) 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み
(3) 福祉施設から一般就労への移行等
(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
(5) 発達障害者等に対する支援
(6) 地域の精神保健医療福祉体制の整備基盤量
3 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策
第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置
第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項

(新)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 (資料3-1参照)

第1章 基本的事項
1 計画策定の根拠及び趣旨
2 基本理念
3 計画の概要
(1) 策定の目的
(2) 区域の設定
(3) 計画期間及び達成状況の分析・評価
(参考) 障害福祉サービス等の種類と内容
第2章 提供体制の確保に係る目標
1 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【一部新規】
(4) 福祉施設から一般就労への移行等
2 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標
(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
(2) 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保【新規】
(3) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【一部新規】
3 相談支援体制の充実・強化等に係る目標【新規】
4 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標【新規】
第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策
1 障害福祉サービス等の実施に関する考え方
2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み
(1) 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み
(2) 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み
(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】
(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【新規】
(5) 福祉施設から一般就労への移行等
(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
(7) 発達障害者等に対する支援
(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組【新規】
(9) 地域の精神保健医療福祉体制の整備基盤量
3 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策
第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置
第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項